

近世博多祇園山笠における当番町制度と当番費用徴収法

宇野功一

The System of Turns by Chous and the Method to Collect Festival Funds in Chous for Hakata Gion-Yamakasa During the Edo Period

はじめに

- ① 山笠当番町と山笠当番費用
- ② 行町における山笠当番費用徴収法の追加・変更
- ③ 片土居町における山笠当番費用徴収法と町中抱家屋敷むすび

【譜文(範例)】

近世博多の祭礼祇園山笠を例に、祭礼費用の増加過程と、その結果として生じた祭祀費用徴収法の変更および祭礼費用負担者層の拡大の諸相について明らかにした。分析対象は行町と片土居町という二つの町である。

祇園山笠には二つの当番、山笠当番と能當番があった。本稿ではおもに、より重要な多額の費用を要する山笠当番について論じた。この当番は数年に一度または十数年に一度だけ各町に巡って来るので、各町はこの間に多額の当番費用を準備することができた。そのためこの祭礼は徐々に豪華になっていった。しかし江戸後期になると当番費用が高騰し、豊かでない町では当番費用の徴収法に工夫を凝らすことになった。

分析した二町の例から、当番費用負担者層と当番運営者層が町内の表店に居住する全世帯に拡大していく過程が観察された。とりわけ幕末の片土居町ではこの拡大が極

限にまで達していた。つまりこの町では居付地主・地借・店借の別なく町内の表店全世帯に同額の当番費用が割り振られており、当番運営においても原則的には表店全世帯主が平等に参加していたようである。また、その内容は異なるものの、両町とも町中抱の家屋敷を利用することで当番費用の一部を捻出していた。

特異な祭礼運営仕法によって祭礼費用が高くなりすぎた結果、祭礼費用にかかる徴収法の変更と負担者層の拡大がなされ、それに伴い祭礼運営者層も拡大した、という一例を示した。